

協 同 組 合 本 質 ・ 考

杉 山 卓 世

1. は し が き

協同組合の発展過程をみると、その萌芽は遠く『講』などの村落社会における自然発生的な信仰、生活を中心とした資金融通を意図する集団をあげができるが、近代的協同組合の成立は、明治維新後である。特に、明治政府は資本主義経済制度の導入にともなう日本経済社会の組織的な啓蒙指導に腐心していた立場から、とりわけ、中小企業生産者のために協同組合運動の推進に努力した。

このことは、その後、ながく今日に至るまで、わが国の協同組合運動が下から盛りあがって克ちとられたものでない、と批判せられている有力な一因となっている。

政府の指導による協同組合運動では、まづ信用組合の設立が提唱せられ、次いで産業組合法が施行せられた。^{1) 2)}

信用組合の設立については、明治24年に第2回帝国議会に法案が提出せられたのであるが、その提案の中心となったものは内務大臣品川弥二郎である。品川は、長州（山口県）出身で、明治維新後、明治3年から6年の間ドイツに留学を命ぜられて、その政治組織および産業行政を学び、帰国して内務省に入り、明治14年農商務省の設立と共に、これに入って、平田東助等と共に信用組合の設立に努力した。この法案の提出理由をみると、『国の政治組織は一応整備せられたが、その基礎をなすべき経済の発達は封建社会の解体後なお日浅く、相ともなっていない。その上に国家産業組織の土台となっているものが、小農、小商工業者である』ことを主張し、更に『これらの中小生産業者が、経済変動期に遭遇して没落過程にあり、

その結果として国権の伸張、国力の増強も不可能に立ちいたるおそれがある^{③)}ことを述べ、その救済政策として信用組合設立の必要を力説している。

近藤康男教授が『協同組合原論』で『協同組合主義は資本主義経済に代わる新しい社会経済組織を生みだすものであるという所謂産業組合主義は一つの標語としかひびかない。何故なら現実の運動によって導かれていないからである^{④)}』といっているのは、このような一連の経緯を指すものである。

- 注 1. 信用組合法
2. 産業組合法
3. 奥谷松治 日本協同組合史
4. 近藤康男 協同組合原論

戦後における協同組合の基本的な特質は、私的独占禁止法第24条の拘束をうけていることである。^{⑤)}

(注) 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22.4.14.法律54号）

第24条 この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え、且つ、法律の規定に基いて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。但し、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

1. 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
2. 任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し又は脱退することができるこ。
3. 各組合員が平等の議決権を有すること。
4. 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められること。

私的独占禁止法第24条にある4条件は、戦後、協同組合制度の中に盛りこまれた共通の特質である。例えば、農業協同組法第9条『組合は昭和22年5月法律第54号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）の適用については、これを同法第24条各号に掲げる要件をそなえる組合みなす』と明記している。

最もこれらの要件が戦前の協同組合にも妥当しないわけではないが、現在、協同組合存立の基礎条件を考察するときに、その本質を規定する主要な根拠をなすものである。

現在運用せられている協同組合は、それぞれ単行法によって制定せられているが、総合的な概念としては一括して私的独占禁止法に拘束せられたものである。例えば、農業協同組合法（昭和22年施行）による農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年施行）による漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合、消費生活協同組合法（昭和23年施行）による消費生活協同組合、中小企業協同組合法（昭和24年施行）による事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、企業組合である。

これらの協同組合は、その基本法が背景とする組合員の相異によって、その活動内容を多少異にしているけれども、資本主義経済機構の下に成長しつつある国民経済の中に、いづれも特有の地歩を占めている。

協同組合の課題については、それが立法の目的とするもの、即ち、その組合員の所属する産業全体の生産力の増強と組合員の国民経済上ならびに社会上の地位の向上を意図し、更にこれが国民経済の発展に寄与することを期待している。従って、この場合、国民経済と協同組合の本質との相関々係は切りはなして考えることはできない。協同組合運動は、国民経済の一連の翼下においてのみ許容せられるものと考えられるからである。

立田信氏は、協同組合成立の経済的条件を述べて、協同組合の存立は、資本制商品社会にあるが、商品交換経済の発達がある間は、一定の合法則制を以て存立することをあきらかにし、その背景となる社会体制の相違によって協同組合の社会的機能が違ってくることを指摘した。¹⁾

(注) 立田信著 日本産業組合論

リチャード・エリーもまたこの経済概論において次のように述べている。
『協同組合は、強制的と任意的の二種類がある。社会主义の部分的もしくは完全適用を意味する強制的協同組合は別に論ずる。任意的協同組合は、吾人が区別し得る中でも多くの相異った型をしている』²⁾

(注) Richard T. Ely Outlines of Economics (Cooperation page 464.)

封建世代における協同組合、資本主義経済機構の下における協同組合、
社会主義経済体勢の内にある協同組合、共産主義政治機構の中にある協同
組合、それらは協同組合組織としての成立理念において同一であっても、
その機能活動は、自ら異っていることを理解しなければならない。

ウイリアム、ロック等は、『比較経済制度』において、次のように述べ
ている。

協同組合という言葉は、非常に広い範囲に漠然と使用せられているので
ここに言及する『協同組合運動』によって意味せられる事に特別の注意が
はらわれなければならない。特殊化によって形成せられるすべての経済活
動は、ある意味において、協同的である。（中略）他の意味で、社会主義
者、共産主義者達が、その提唱している経済を協同的として語ることがあ
る。このような組織の下では、グループ全体が——おおむね政府代理機関
を通して行動する——生産手段を所有し運営する。³⁾

(注) William. Loucks and J. Weldon Hoot.

Comparative Economic systems (Kinds of Cooperation-page. 725)

わが国の協同組合活動は国民経済機構、即ち資本主義経済機構の下にお
けるものであることは論をまたない。

明治維新は、政治における一大革新であったが、産業経済の部面でも大
きな変化であって、特に農業生産では明治維新は一つの断層であったとも
考えられる。古い生産体制から新しい生産体制に如何に移行し、如何に適
応するかということは、経験に乏しい視野のせまい農民層にとって容易な
ことではなかったのである。

このときに、政府要路の人達が先覚的な立場から産業政策を樹立するこ
とは、きわめて妥当な処置であると考えられる。この過程を単純に、わが
国協同組合の展開が、上からの押しつけであったと結論づける¹⁾ことは短
見であるといわなければならない。

何れの国でも、協同組合運動の芽生えが、ロッチャーデール地域のような状
態に成長の一途をたどったわけではない。

(注) 近藤康男 協同組合の理論 4 頁

それは、ドイツにおける協同組合運動の歴史的な経過をみても、シュルツエ、ライファイゼン等の先覚者が実際に不撓不屈の努力をかさねて普及した結果によることが理解せられる。

(注) 賀川豊彦 新協同組合要論 75頁

ソ連邦における革命後の農業生産様式の展開にも大きな犠牲がはらわれてきたことは周知の事実である。『レーニンは、一人の傑出せるマルクス主義者であった、さればこそ、協同組合運動が資本主義的搾取に対するプロレタリアートと、小ブルジョアジーとの階級斗争の現象形態であることを明らかに理解していたのである。彼には、永久的な、絶対的な協同組合の真理というものは決して存在しないということ、常に、そして、あらゆる組織原理というものは決して存在しないということは、全く明らかであった。偉大なる天才的な革命家として且つ実際家として、レーニンは、特に協同組合運動の任務が常に厳として変わらないものではなくて、むしろ、この任務は、そのときの一般の生活の諸関係や階級斗争の一般的な諸条件と共に変るものであるということを理解していた。これらの諸条件のかわるに従って、協同組合組織の原則も、また変るのである。協同組合活動の方面においてもまたレーニンは、彼の戦術の天才的柔軟撓屈性を持っていたのだ』

(注) レーニン重要著作集（高山洋吉訳）

協同組合論序（メッチャルヤコフ） 4頁

2. 協 同 組 合 の 本 質

協同組合は、経済事業を営む団体である。資本主義経済の競争場裡では力の乏しい弱小な事業体の組織的な集団である。

協同組合という名を担うこの集団は、国民経済の機構のなかで、次のような特有の本質を有している。

(1) 経済的協同性

協同という言葉が『二つ以上の経営主体が相寄って共通の経済目的実現のために力をあわせて事業をなすことである』と意味するならば協同

組合は、目的を同じくする一群の弱小な経営主体の組織的な結合体であるということができる。即ち、協同組合の構成員は、その素質に大小の差等は有っても、皆一つの共通な経済目的遂行に方向づけられているものである。例えば、農業協同組合では、その構成員である農民は、すべて経営種目（耕種、園芸、蓄産など）を異にし、且つ経営規模の弱小な農業経営主体である。この農民達が『その経済的社会的地位を向上し、個々にその経営内容を豊かにする』という共通の目的の実現のために協同組合を組織しているものである。

その構成員である個々の農民は、株式会社に投資する場合と異って、自ら組合運営に参画し、組合施設を利用し、組合事業を輔翼して、その目的達成のために協力しているものである。株式会社に資本を投入し、その事業運営は他にまかせて、単にその投資利潤を獲得することによる経済的欲望を満足せんとするものとは全く異り、出資者自身が協同組合を通して経済行為を為すのである。

従って、協同組合は、経済目的を同じくする一群の経営主体が協同でその経済活動をするものであるということができる。

(2) 地域的・社会性

協同組合は、一定の地域に居住する経営主体を、その構成基盤として成立しているものである。その一定地域に居住する人達は、それぞれ生活に適応した社会を背景にもっている。従って協同組合は、その構成組合員を通して、地域的・社会性に拘束せられているのである。

例えば、農業協同組合では、その定款にその組合の構成員の居住範囲を定めなければならない。従って、組合施設の利用、販売購買機構の運営は、その地域内に限定せられている。

この地域的・社会性ということが協同組合成立の重要な一要素であることは、協同組合の発展過程において、よく察知することができる。

明治11年5月、群馬県碓氷郡に設立せられた碓氷製糸社は、農民の手によって組織せられた日本最初の販売協同組合である。この組合の成立した地帶は、古来、坐縄製糸を副業として栄えてきた。その製品は、特

に優良品として名声を得ていたが横浜開港後、生糸の取引増大と共に粗悪品があらわれるようになって糸価下落を招来し、禍害は生産者に及び大きな打撃をあたえるに至った。この現状を憂えて、土地の有志等——荻原音吉らが製糸方法及び出荷販売方法の改善を意図し、坐繩製糸技術の改良をはかると共に、同志相寄って小規模の共同販売組織を結成するに至った。

(注) 奥谷松治　日本協同組合史　31頁

協同組合は、その本質とする相互扶助的協同の成果を期するために、実際的に組合を構成する人が地域的に限定せられ、いわゆる相識相信の上に立って共同の社会性を付与せられている範囲とならざるを得ないものである。

(3) 民主的協同性

協同組合の運営は、株式会社と異って、組合員の出資の最高総額を制限するとともに、組合員の出資の額の多少に拘らず一人一票制を基本原則としている。即ち、組合活動の基礎を、出資口数や階級や特権などによらないで、構成主体である組合員個人におき、組合員の表決権を平等にしている。

組合の運営が出資額による勢力によって偏在することを防ぎ、構成する『人』を中心として事業効果の普遍性を意図するものである。従って組合の出資は、組合員の払込みによって造成するという自力主義を鉄則とし、寄付金などによる外部協力を考えない。

ライファイゼン信用組合の原則の中にも、『組合員は互に信用し合っているものののみである』こととしている。

地域を同ぐくし、同じ形体の社会に相等しい業種の事業を営む人達はお互に対等の人間として話し合うことができるということによって、協同の真実性が感じとられ、そこに組合運営の価値が認識せられ、たかめられるのである。

(4) 非 営 利 性

協同組合は、その組合運営において、営利を目的としない。即ち、事

業利潤を追求しないことを原則としている。例えば、農業協同組合法第八条に『組合は、その行う事業によって、その組合員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的として、その事業を行ってはならない』ということを明記している。その事業運営の具体的な方法として次のような制約がなされている。

(イ) 市価主義

組合で取扱う販売購買品は、市価主義を原則としている。即ち、値引、割引、安値売冗は決して行わない。正当な市価による。それによって組合が得た剰余金は、組合員に対し組合利用量に応じて配分せられる。

(二) 現金主義

現金取引を原則として、組合事業の安定をはかり、掛売などによる組合員の組合利用の放慢化をいましめている。

(ハ) 品質主義

組合の取扱う品目は、すべて品質を保証し正確な量目で売冗する。

(ニ) 割戻し配分

組合の利益は、組合員の組合事業利用分量に応じて割戻し配分がなされる。協同組合の非資本主義的、非営利性を最もよく示したものである。

これらの諸条件によって、協同組合の本質としての事業については、組合自体のために行われるものではなく、組合員のために、その助成として事業を行うことを本質的性格としているものであるということができる。

(5) 中立性

協同組合は、その結合成立の原則が『人』の上におかれている。東畠精一氏は、協同組合における人的結合を強調し、これによって協同組合が資本主義の欠点を修正し、理想社会に達するものとしている。

(注) 東畠精一 協同組合と農業問題

このために、協同組合では、組合利益の一部分を控除して組合員の教

育基金に充当することとしている。例えば、農業協同組合法では、事業の範囲について、同法第10条第10号に、組合員の農業に関する技術及び経営の向上をはかるための教育又は農村の生活及び文化の改善に関する施設をあげ、同法第51条第4項には、出資組合は、第10条第1項第10号の事業の費用にあてるため毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければならない、としている。

組合事業として、組合員教育をすることは、組合の事業原則となっているが、同時に協同組合自体は、政治的宗教的に全く中立的立場にあることが原則として要請せられている。

ロッヂデールの組合原則は、このことを8原則の一つに掲げている。政治、特に政争禍が協同組合の内部に導入せられないこと、完教、特に信教の相異による相克の余波が協同組合に累を及ぼすことを避け、政治と宗教については全く無関係であることを標識としている。

一般に、協同組合のうちに一貫して流れているものは、協同組合というものが中小生産業者の協力による『自助』によって成立しているものであるということである。

資本主義経済の枠から、はみでたような中小生産業者が協同組合という共通の場を通して相接触し融合して、明日の生産力を産みだそうとしている姿こそ協同組合の総合せられた性格概念として把握することができる。

3. 協 同 組 合 の 事 業

協同組合の行う事業については、協同組合自体が行うものと、組合員が行う事業に対して、組合が関与するものとがある。

従って 協同組合の事業は、次のように分類して考察しなければならない。

A 直接助成事業

組合が、その組合員の営む事業を直接に助成するために行うものである。これを更に三つに類別する。

(1) 非経済的事業

組合員の教育及び啓蒙などのために組合が行うものである。

(2) 経済的事業

組合員が経営している事業を助成するもので、組合員がその事業経営上必要とする資金の融通、原材料の購入、生産物の出荷販売などである。

(3) 消費生活関係事業

組合員の家計消費に必要な資金融通、または消費生活必需物資の購入などである。

B 間接助成事業

組合員の経済的・社会的地位の向上をはかるために、組合自体が事業経営を行うもので、組合員に対しては間接的な事業助成である。この場合にも、その事業運営が組合員に奉仕することを主旨とし、當利を目的としてはならないことは、本法に定むるとおりである。

協同組合の企業経営として指摘せられる事業は、この間接助成事業の分野に属するものである。

協同組合の事業は、協同組合が本質として有する性格に規定せられるものである。これについてジェリー・ボーリスは次のように述べている。

協同組合を他の経済機関の型と区別するものは、この異った目的と所有形式の相異である。第一に協同組合事業は、その奉仕の受用者と利用者にその必要な物資または奉仕を経済的に可能な範囲の最低原価で提供し、また、これら利用者の希望する形体、品質のもとに提供することを目的とするものである。これを保証する唯一つの方法は、奉仕の受用者または利用者が、同時に事業の所有者であること、唯一の所有者であることである”

(注) Jerry Voorhis American Cooperations 1961

(a new kind of business for a new age) page. 15.